

【社団法人日本化学療法学会設立によせて】

理事長挨拶

熊澤 淨

日本化学療法学会理事長

1946年に発足した日本ペニシリン協会、日本ペニシリン（抗生物質）学術協議会を産みの親として、1953年（昭和28年）に日本化学療法学会が誕生した。したがって来年2002年（平成14年）は第50回総会を迎えることになる。すなわち日本化学療法学会は半世紀の歴史を有している。学会の法人化については、かなり以前より模索されていたが、理事会に将来計画委員会（委員長 小林宏行理事）を設け、社団法人化の是非についての検討も行っていただくことにしたのは1997年（平成9年）6月であり、すでに4年前のこととなる。社団法人化の担当理事に柴 孝也理事を任命し、社団法人化対策室長に渡辺浩二氏を迎えたのは1997年（平成9年）9月であった。さらに社団法人化に備えて会則検討委員会（稲松孝思氏、生方公子氏、堀 誠治氏、渡辺浩二氏）を2000年（平成12年）に設け、会則のみならず、運営細則に至るまで詳細に検討していただいた。これらにより社団法人化の準備は着々と整えられ、認可申請のための設立総会開催許可を待つのみとなっていた。

ところが、ちょうどその時期に法人格を有する団体のいくつかが目途とする活動を行っていない、いわゆる休眠法人化していること、定められた運営を行っていない不法法人化していることが問題となり、それらの指導、整理が行われることになった。これらの処理が一応終るまで、新たな申請の審議は延期されることになり、日本化学療法学会の法人化申請も、この流れの中に入ってしまった。

さらに文部省（現：文部科学省）担当官が交代したため、申請相談が振り出しに戻ったことも加わり、ぼったり動きが止まってしまった。

社団法人化は何故必要か…をじっくり考えるため、神が与え賜うた時間が得られたと、前向きな姿勢をとり、自問自答を行うことになった。

日本化学療法学会の会員のほとんどが、他の多くの専門領域・団体に属しているのだから、本学会の存在意義を自他共に認識していただかねばならない。そのためには日本化学療法学会が公的に認められた法人格を有する団体になっておかねばならない。

「すでに社会的に認知されているから、法人化などに無駄な労力を費やす必要はない。」と言われる方があれば、「いわゆる任意団体、仲良しクラブでは、公的には認められず、公的に遇されることはない。」このことも

わかっていただかねばならない。これは単に *degnity* の問題のみならず、個人に付随する権利関係が法人に帰属することになり、組織、団体としての継続性が保ち得ることになると言う、大きなメリットがある。

公的に認められた組織、団体となるには、会則の整備はもちろんのこと、会計も適正に行い、公的な批判に対応できるようにならなければならない。このために学会として顧問弁護士、公認会計士をおくべきである。顧問弁護士は1998年（平成10年）に新たに、公認会計士は2000年（平成12年）に交代が行われ、学会の性格と学会が法人化を企んでいることを、よく理解された方々と契約を結んだ。すでに英文誌印刷発行会社との交渉、会計の見直しなどを行っていただいております。この点ではなんら問題はない。

日本化学療法学会は先記したごとく広い領域の専門家の集まりで成り立っている。基礎的には微生物学、動物学、薬理学、生理学、感染学、遺伝子学などなど、臨床的には内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科をはじめほとんどの診療科、それに抗菌剤、抗ウイルス剤、抗癌剤開発研究グループ、製薬業界、行政などなど列記すると限りがない。すなわち日本化学療法学会として、これら多くの領域、分野との交流を広く行う、学際的な活動が責務とも言い得る。国内にとどまらず、国外の各種団体との交流も当然のことながら、企らねばならない。このようなことを積極的に行うには、国内外の学会や団体と対等に話し合い、交流できる公的な立場と、継続的な力が必要になる。社団法人化はその立場を確固たるものとし、力を示し続けるものになる最善の手段である。

以上のようなことを、くりかえし、くりかえし考え、細かい手段についてもあれこれ方策を練っていたが、動きが止まった状態は1年有余続くことになった。正直申し上げ、時には疑心暗鬼に落ち入り、時には無力感を味わうこともあった。そのたび、10数年前に日本泌尿器学会の社団法人化担当理事として約3年間交渉に明け暮れたことを思い出して、みずからに活を入れ続けた。

休眠状態法人の指導、整理がほぼ終わったとのことで、担当官よりの具体的な質問が頻繁に入るようになったのは2000年（平成12年）12月頃であり、事務局の高橋、小林両氏と渡辺対策室長の仕事量が一挙に増加した。柴担当理事が顧問弁護士、公認会計士と相談する機会も増

え、期待感が高まった。

本年、2001年（平成13年）2月にいたり認可の方向に進んでいるとの内々の連絡が入り、関係者一同資料のまとめ、整理にてんてこまいの日々が続くことになった。5月末の第49回日本化学療法学会総会の折に、社団法人日本化学療法学会設立総会開催することの準備に入ってかまわないとの通知を受け、理事会において具体的事項の検討を開始した。歴代の理事長と、現理事・監事・東西支部役員の方々に通知と意見を求めた。総会開催の5週間にはすべての方からの賛意を得たが、それと時を同じくして設立総会開催してよいとの連絡が入った。

第49回日本化学療法学会総会の2日目、2001年（平成13年）5月31日（土）午後1時40分より横浜パシフィコ会議センター、1階メインホールにおいて、社団法人日本化学療法学会設立総会が開催された。

準備は万端と思っていたが、手直しを余儀なくされる事項がいくつか生じ、事務局は直前まで息をつけない状態が続いた。しかし設立総会は柴議長の議事進行により、きわめてスムーズに行われ、全員の賛同の下、社団法人日本化学療法学会の設立が認められた。この折、会場内に生じた拍手とどよめきは、私の全身に響きわたり、生涯忘れ得ぬ感激を味わったのである。

正式には、この設立総会の議を経て申請し、それを受けて審議が行われ、問題なければ社団法人の認可が下りることになる。

申請する役員と認可を受ける役員が異なることは望ましいものではない。また認可後も若干の指導が行われることがあり、その責任は申請者が負うべきであるとの意向を受け、役員（理事、監事、東西支部役員）の半期（1年間）延長が評議員会、総会において認められた。

これは会員の方々の御理解あつてのことであり、心から御礼申し上げたい。

このたび、2001年（平成13年）8月30日付をもって日本化学療法学会の社団法人化が認められた。

日本化学療法学会が社団法人として、限りなき発展をとげんことと、法人格をもつ団体として国内外を問わず、多くの学会、団体との交流をさらに深めんことを強く祈念しておきたい。

最後に認可していただいた、文部科学省に深甚の謝意を表する。

また柴 孝也法人化担当理事、渡辺浩二法人化対策室長、高橋史依、小林幸子両事務局スタッフに対し、長年の御盡力に衷心より感謝申し上げる。

